

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

省令で定める課若しくはこれに準ずる室又は工業所有権研究所に使用されている庁舎等(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第百十五号)第二条第二項に規定する庁舎等をいう。)とする。

2 前項の国有財産については、独立行政法人工業所有権総合情報館の理事長が一部施行日の前日までに申請したときに限り、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)に対し、無償で使用させることができる。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行令第2条の次に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(審査官の資格に関する経過措置)
第二条 この政令の施行前に工業所有権研修所において修了した研修課程又は履修した研修課程の一部は、第一条の規定による改正後の特許法施行令(以下「新特許法施行令」という。)第17条(実用新案法施行令(昭和三十五年政令第17号)第四条第二項、意匠法施行令(昭和三十五年政令第18号)第二条、商標法施行令(昭和三十五年政令第19号)第三条第二項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第291号)第四条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、それぞれ情報・研修館において修了した相当の研修課程又は履修した相当の研修課程の一部とみなす。

第三条 この政令の施行前に工業所有権研修所において修了した研修課程又は履修した研修課程の一部は、新特許法施行令第13条及び第14条の二(これらの規定を実用新案法施行令第3条第二項、意匠法施行令第2項及び商標法施行令第3条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、それぞれ情報・研修館において修了した相当の研修課程又は履修した相当の研修課程の一部とみなす。

総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 河村 建夫
厚生労働大臣 坂口 力
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 臨時代理
国務大臣 亀井 善之
環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成十六年六月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十二号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第九十五条(同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第九条並びに電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

附則

第三条中「八千五百円」を「八千円」に改める。

1 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

総務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年六月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十三号

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)第三条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令(平成

告

示

○内閣府告示第百六十八号
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成十六年六月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射場水域 (青森県上北郡六ヶ所村地先)	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経四一度二三分一〇秒の基点を中心とする半径二〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一八度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成十六年七月一日から同年八月三十一日まで 間、毎日午前八時から午後七時まで	すべての漁船の操業の禁止
静内対空射場水域 (北海道静内郡静内町字浦和地先)	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成十六年七月十六日から同年八月三十一日まで 間、毎日午前八時から午後五時三十分まで	すべての漁船の操業の禁止
二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	二区域 平成十六年九月一日から同年九月十五日まで 間、毎日午前八時から午後五時三十分まで	すべての漁船の操業の禁止	

発行所 千一〇五八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、五九六円(本体一、五二〇円)
本号 四〇八円(本体 三九〇円)
送料 別